**乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の条例制定について**

**意見を募集します**

令和７年２月

　　盛岡市

盛岡市では、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）の公布に伴い、令和７年７月から「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施することから、「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」において、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を定め、乳児等通園支援事業者の認可等を行います。

つきましては、市民の皆様から幅広くご意見をいただき、条例制定の参考とさせていただきたいことから、次のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施します。

なお、資料は、盛岡市公式ホームページや、裏面に記載している市の施設にも備え付けますので、ご覧ください。

# **１　意見の募集期間**

　　令和７年２月15日（土）から令和７年３月１日（土）まで

# **２　意見提出方法**

　　任意の用紙に名前（又は法人・団体名）と住所、電話番号と意見を記入し、次のいずれかの方法により送付または持参してください。

　　なお、電話での意見は受け付けません。

　(1) 郵送の場合

〒020-0884　盛岡市神明町３番29号

盛岡市保健所１階　子育てあんしん課 あて

　(2) ファクスの場合

　　　ファクス番号：019-652-3424

　(3) 持参の場合

　　　盛岡市保健所１階　子育てあんしん課へ直接お持ちください

　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く８時30分から17時まで）

　(4) 応募フォームの場合

　　　盛岡市公式ホームページから応募できます。（SSL対応）

　　　アドレスは、<http://www.city.morioka.iwate.jp/>　広報ＩＤは1050292です。

# **３　提出期限**

　(1) 郵送の場合

令和７年３月１日（土）必着

　(2) ファクス、持参や応募フォームの場合

令和７年３月１日（土）17時まで受付

# **４　意見への回答**

　　後日、盛岡市公式ホームページ等で公表する予定です。

　　また、意見は個人情報を除き、全て公開される可能性があるほか、同様の意見を集約することがあります。

なお、寄せられた意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

# **５　資料の備え付け場所**

・盛岡市保健所１階子育てあんしん課

・市役所本館１階の窓口案内

・市役所本館６階の情報公開室

・都南総合支所１階の窓口案内

・玉山総合事務所１階ホール

・若園分庁舎

・青山、太田、簗川及び繋の各支所

・飯岡、乙部、巻堀、玉山及び薮川の各出張所

・中央公民館、上田公民館、河南公民館、都南公民館、西部公民館及び渋民公民館

・松園連絡所、盛岡駅西口サービスセンター（マリオス１階）

・市立図書館、都南図書館、渋民図書館

【問い合わせ先】

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課育成係

■　電　　話：019-613-8347（直通）

■　ファクス：019-652-3424（部代表）

■　電子メール：kosodateansin@city.morioka.iwate.jp

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準  
への意見の提出様式

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　前  (法人又は団体名があれば記入してください) |  |
| 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| 区分  （該当する番号を○で囲んでください） | (1)　市内に住所を有する人  (2)　市内に事務所または事業所を有する人  (3)　市内に存する事務所または事業所に勤務する人  (4)　市内に存する学校に在学する人  (5)　パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する人 |
| 【意　見】 | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |
|  | |